

山梨学院大学・山梨学院短期大学

独自修学支援制度について

～在学定期採用～（秋採用）

もくじ

1. 国の高等教育の修学支援新制度について
2. 本学独自の修学支援制度について
 - 2-1. 支援の目的
 - 2-2. 支援の対象者
 - 2-3. 世帯年収区分の判定
 - 2-4. 支給額算定基準額とは
 - 2-5. GPA区分の判定
 - 2-6. 学修意欲に関する判定
 - 2-7. 支援の内容
 - 2-8. 適用期間
 - 2-9. 認定の取り消し
 - 2-10. 留意事項
3. 申請手続きについて
 - 3-1. 申請手続のスケジュール
 - 3-2. 申請方法
 - 3-3. 役所から取得する証明書について

国の高等教育の修学支援新制度について

山梨学院大学および山梨学院短期大学（以下あわせて「本学」といいます）は、2020年度における国の「高等教育の修学支援新制度（授業料等減免及び給付型奨学金）」の対象機関（確認大学等）ではありません。

2020年度に、本学から国の「高等教育の修学支援制度」に応募することはできません。

2021年度に向けて、同制度の対象機関（確認大学等）の要件を満たすよう準備を進めております。

本学独自の修学支援制度について

本学では、在學生（2020年度の大学1年生～4年生及び短期大学1年生～2年生（本科・専攻科））を対象として、2020年度に本学独自の修学支援を実施いたします。

本修学支援制度は、
国の「高等教育の修学支援新制度」とは異なる制度となります。

本学独自の修学支援制度  国の高等教育の修学支援新制度

支援の目的

本修学支援制度は、**経済面での支援が特に必要な学生に対し**、社会で自立し、また活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために、**本学での修学に係る経済的負担を軽減**することを目的とします。

支援の対象者

下記①～④の要件を満たした在學生を支援の対象とします。

- ①日本国籍、法定特別永住者、永住者等又は永住の意思が認められる定住者である学生（留学など一定期間の滞在を目的とする在留資格は含みません）
- ②規定の世帯年収区分に該当する学生
（住民税非課税世帯又はこれに準ずる世帯）
- ③規定のGPA区分に該当する学生
（学業成績に関する認定基準を満たす）
- ④学修意欲があると認められる学生

世帯年収区分の判定

住民税（市町村民税所得割の金額）の課税額を基に、世帯年収区分（区分A～C）が判定されます。

■世帯年収区分A

- ・本人と生計維持者の市町村民税所得割が非課税、または支給額算定基準額の合計が100円未満であること

■世帯年収区分B

- ・本人と生計維持者の支給額算定基準額の合計が100円以上25,600円未満であること

■世帯年収区分C

- ・本人と生計維持者の支給額算定基準額の合計が25,600円以上51,300円未満であること

支給額算定基準額とは

支給額算定基準額は、以下の計算式で算出されます。

課税標準額 × 6% - (調整控除額 + 税額調整額)

※100円未満は切り捨てます。

※政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、(調整控除額 + 税額調整額)に3/4を乗じて計算します。

※ふるさと納税、住宅ローン控除等の税額控除の適用を受けている場合、各世帯年収区分に該当しない場合があります。

本人と生計維持者（原則、父母）ごとに算出された支給額算定基準額の合計値によって世帯年収区分が決定します。

生計維持者1(父)の
支給額算定基準額



生計維持者2(母)の
支給額算定基準額



本人の
支給額算定基準額



世帯年収区分
判定用
支給額算定基準額

GPA区分の判定

これまでの履修単位に対する累積GPAを基に、GPA区分（区分 a～b）が判定されます。

■GPA区分 a

- ・ GPAが3.0以上であること

■GPA区分 b

- ・ GPAが2.5以上であること

※本学が提供する他の授業料減免制度等との公平性を担保するためにGPA基準を設けています。

学修意欲に関する判定

学修意欲に関しては、以下を基に判定します。

■修得単位数

- ・ 修得単位数が標準単位数以上であること

※標準単位数 = 卒業に必要な単位数 / 修業年限 × 申請者の在学年数

■学修意欲

- ・ 学修計画書により、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

支援の内容

①授業料減免

世帯年収区分およびGPA区分に応じて、以下のとおり授業料を一部または全額減免します。

ただし、教育充実費及び実習費は減免対象とはなりません。また、各区分に該当しない場合、減免対象とはなりません。

	GPA区分 a	GPA区分 b
世帯年収区分A	授業料等の100%	授業料等の50%
世帯年収区分B	授業料等の67%	授業料等の33%
世帯年収区分C	授業料等の33%	授業料等の17%

②給付奨学金支給額（年額）

世帯年収区分およびGPA区分に応じて、以下のとおり給付奨学金を支給します。

ただし、秋採用においては、表中の**半額**が支給額となります。また、各区分に該当しない場合、支給対象とはなりません。

	GPA区分 a	GPA区分 b
世帯年収区分A	48万円	24万円
世帯年収区分B	32万円	16万円
世帯年収区分C	16万円	8万円

適用期間

本学独自の本修学支援制度における授業料減免及び給付奨学金支給の適用期間は、以下のとおりです。

春採用：2020年4月1日から2021年3月31日まで

秋採用：2020年10月1日から2021年3月31日まで

認定の取り消し

本修学支援制度により授業料減免を受けた学生が、次のいずれかに該当する場合は、本学は授業料の減免を取り消します。この場合、当該学生は、授業料の減免相当額を本学へ納付しなければなりません。

- ①退学又は停学（無期限又は3か月以上の者に限る）の処分を受けた場合
- ②虚偽の申請など不正の手段により支援を受けた場合
- ③要件を充たさない申請であることが判明した場合

留意事項

■ 本修学支援以外の規程等により授業料等の減免又は奨学金の支給を受けている場合は、他の規程等による授業料等減免後又は奨学金差引後の授業料等を対象として、本修学支援による授業料等減免を適用します。

■ 本修学支援の支援区分算出方法は、国の「高等教育の修学支援新制度」をベースにしていますが、国の「高等教育の修学支援新制度」の支援区分はマイナンバーから取得される情報を基に算出されます。また、学業成績や学習意欲の判定の基準が異なります。そのため、国の「高等教育の修学支援新制度」を利用した場合、本修学支援制度で判定された区分と異なる可能性があることをあらかじめご了承ください。

■ 国の「高等教育の修学支援新制度」においては、減免額の上限額（大学700,000円、短期大学620,000円）が規定されています。そのため、国の「高等教育の修学支援新制度」を利用した場合、本修学支援制度に係る減免額とは差異が生じる可能性があることをあらかじめご了承ください。

■ 本修学支援制度は本学独自の制度ですので、国の「高等教育の修学支援新制度」に基づくJASSO（独立行政法人日本学生支援機構）からの給付型奨学金を受給することはできません。

■ 現在、JASSOの給付型奨学金を受給している学生は、これまでの給付型奨学金を引き続き受けることができます。

申請手続きのスケジュール

春採用

日付	実施内容
2020年5月1日（金）	申請受付開始
2020年5月29日（金）	申請受付終了
2020年7月中旬～下旬	審査結果の通知
2020年7月下旬	結果に基づく納付金通知書の送付 ※未納の場合のみ
2020年8月上旬	①納入済みの場合、減免額分返金 ②未納の場合、独自修学支援制度に伴う特別延納期限にて納付

秋採用

日付	実施内容
2020年10月1日（木）	申請受付開始
2020年10月30日（金）	申請受付終了
2020年12月中旬～下旬	審査結果の通知
2020年12月下旬	結果に基づく納付金通知書の送付 ※未納の場合のみ
2021年1月上旬	①納入済みの場合、減免額分返金 ②未納の場合、独自修学支援制度に伴う特別延納期限にて納付

上記スケジュールは変更される可能性があります。
変更した場合、掲示板、メールなどにてお知らせいたします。

申請方法

支援を申請する方は、以下の必要書類を各指定事務局宛てにご郵送ください。

(大学生) 学生センター

(短大生) 短期大学事務局

①修学支援申請書

②課税証明書 等※市役所・区役所から取得する証明書です。

③修学支援の措置に係る学修計画書

提出期限：

春採用：2020年5月29日（金）17時まで

秋採用：2020年10月30日（金）17時まで

書類がすべて揃っていないと、申請を受理することができません。
余裕をもって提出するようにしてください。

役所から取得する証明書について

審査には、以下の情報が必要となります。市役所・区役所にて、
(2019年の収入に基づく) 2020年度の「課税証明書」を取得してください。

①課税標準額

②調整控除額

③税額調整額

④扶養親族数

⑤控除等に係る本人該当区分

⑥合計所得金額

⑦総所得金額等

各自治体から交付される課税証明書等に審査に必要な情報が記載されているか、事前に確認してください。

記載がされていない場合、審査に必要な情報が記載されている証明書（「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額通知書」等）を取得のうえ提出してください。

ご質問などございましたら、以下までお問い合わせください。

山梨学院大学 学生センター

TEL 055-224-1240

(平日 9:00~17:00)

電子メールアドレス shogakukin@ygu.ac.jp

山梨学院短期大学 事務局

TEL 055-224-1400

(平日 9:00~17:00)

電子メールアドレス shogakukin@ygu.ac.jp

郵送先住所

〒400-8575 山梨県甲府市酒折2-4-5

